

守矢史料館企画展の史料について

はじめに

平成四年の式年造営御柱大祭（御柱祭）にあわせて、茅野市神長官守矢史料館では、茅野市八ヶ岳総合博物館と協力して、「守矢文書に見る中世の御柱」の企画展を四月二十五日から五月末日まで行なった。

諏訪上社の筆頭神主（神長・神長官）を勤めた守矢家に伝来する中世文書の中には、いくつかの御柱祭についての記述が見える。その内の四点から、御柱祭に関するところを抜き出し、写真に撮り、読み方と意訳・解説をつけて展示した。企画展終了後、紀要三号が発行されるにあたり、考察を加え、再編集して掲載する事にした。四点の史料は次のものである。

○ 延文元年 「諏方大明神書詞」

（一三六五） 諏訪大明神の縁起・神徳・神事の

絵巻物の詞の部分……………四

○ 寛正五年 「寛正五年神長守矢満実書留」

（一四六四） 寛正五年の出来事を書き留めた

もの……………十一

○ 寛正七年「神長守矢氏従五位下信濃守神満実書留」

延徳四年 寛正五年の書留に続き、寛正七

（一四六六） 年から延徳四年までの出来事を

一四九二） 書き留めたもの……………二十

○ 天正六年「天正六年戊寅二月吉日 上諏方 御柱

（一五七八） 大鳥居・御寶殿・御門屋・廊・末社

造宮帳」

諏訪上社の七年ごとの造営

について分担を定めたもの……………二十六

細田 貴助

（神長官守矢史料館館長）

芳澤 美香

（右学芸員）

考察はいろいろあるが、スペースの都合上、次の三点について記す。

①御柱の起源の時期について

『諏方大明神書詞』には、「寅申¹支干²当社造営アリ、一國ノ貢税、永代³課役、桓武⁴御宇⁵始レリ」とある。この一文の読み方は、桓武天皇の御代に初めて造営が行なわれたものでなく、造営は以前から行なわれていたが「信濃国全体の貢税、永代の課役」が桓武天皇の御代から行なわれたとするのが一般的である。

ところが、書詞より少し前の『年中神事次第 下』には、「諏方七年一度御修理造営一事ハ桓武御宇大同元年丙戌年⁶始也」とある。これによると造営そのものが桓武天皇のときに始まったという書き方である。年中神事次第での書き方は、本文中の記述でなく、一番最後の所に書き加えたような形で書かれている。大同元年の戌年というのが寅・申の支干と合わないことも含めて、問題は残る。

②御柱奉仕の分担について

御柱奉仕の分担は、ここに掲げた「天正六年戊寅二月吉日 上諏方 御柱・大鳥居・御寶殿・御門屋・廊・末社 造宮帳」より約二百五十年前に書かれた『大宮造榮之目録』の御柱の節に、

一之御柱 大井床七十五斛

二之御柱 小縣小泉庄六十五斛

三之御柱 小縣塩田庄五拾五斛

四之御柱 小縣浦野庄四十五斛

とあり、天正六年の造営帳にある分担と全く変わっていない。ここでは御柱以外の分担については掲げなかったが、そのほかの大鳥居の建立等をもみても全く変わっていない。

現在はいくじ引きで分担を決めているのだが、当時は何百年の間、変わることもなく、どこが何の担当と決まっていたのであろう。また、これらの地区は、掛る費用のみ負担していたのか、また曳行も行ったのだろうか。古文書では、本一は、「山出之人足萬木原両郷、正日之人足栗林北南郷」、本二は、「山出正日両日人足、上桑原下桑原」とあるので、本三以下にはその記述はないが、曳行は郡内の諸郷が分担したものと考えられる。

③明神の神慮について

二つの満実書留の中で、守矢満実は、自用のために定められた日に御柱を曳かなければ、必ず神罰が下ると捉えている。定められた日とは、申(寅)年ならば、四月に申(寅)が二つあれば初の申(寅)の日、三つあれば中の申(寅)の日である。

(1) 応永二十九年、自用のため四月十四日(寅)を十六

日に延期したときは、⁽¹⁰⁾

(i) 前宮一の建立中に御柱が倒れ大勢が死んだ
(ii) 大祝頼有は、なおも建てようとしたが、繩が切れてどうしても立たなかった

(iii) 大祝頼有は、矢崎祭の日に落馬した

(iv) 大祝頼有の父は、重病におかされその年のうちに死んだ

(v) 大祝頼有も諏訪を没落し、甲州で死んだ

(2) 寛正五年は甲州出陣の為、四月十三日(申)を二十五日に延期しようとしたが、応永二十九年の前例を恐れて、予定通りに行なつたので、事なきを得た⁽¹¹⁾

(有名な御柱川越えの描写がある)

(3) 文明十四年に弥宣が訴訟を起こしたために四月四日(寅)を十六日に延期したときは、⁽¹²⁾

(i) 喧嘩で死人が出て、その血の上を御柱を曳くはめになった

(ii) 後世にも有名な二度の洪水が起こる

(iii) 大祝らが御射山から下るとき、再び大雨大水になる。

(iv) 夜討ちが横行する

このような出来事について満実は、自用を主にして、(諏訪明神の)神慮を次にしたため御罰があつたとか、日を延ばしたから、神は非例を受けず、おとがめがあつたとか、神慮

神事に背いたから、明神が荒立ちなされたのだとかいっている。満実は明神の神慮を固く信じていた。このような満実の書き方を見ると、満実や、当時の人々の信仰の姿を読みとる事ができる。

【注】

(1) 本文五頁参照

(2) 本文九頁参照

(3) 守矢文書の一つで、文和三年(一二三四)に書かれたもの

(4) 本文二十六頁参照

(5) 守矢文書の一つで、嘉暦四年(一二三九)に書かれたもの

(6) 本文二十七頁参照

(7) 本文二十八頁参照

(8) 本文十一頁「寛正五年神長守矢満実書留」
本文二十頁「神長守矢氏従五位下信濃守神満実書留」参照

(9) 「大宮造學之目錄」(注5に同じ)に記述がある

(10) 本文十三頁参照

(11) 本文十五頁参照

(12) 本文二十一頁参照

(13) 本文十三頁参照

(14) 本文二十三頁参照

海鏡記の巻名



諏方大明神書詞

一卷 豚題上繪

中勢少輔隆政

詞

序 近衛右大臣 兼 奥宮内卿 行忠朝臣

史 日本信則

一 靈祠アリ 諏方大明神 先ナリ 津守

と 本共 其 遠 矣 竊 固 史 不 改 凡 是 舊 事 如 此 天 照 大 神

ニ ト リ シ 經 津 主 神 武 甕 柁 天 照 大 神 二 柱 神 本 雲 國 際 年 久 已 貴 神 武 甕 柁 命

同 玉 草 原 中 津 國 神 子 和 日 國 心 此 神 武 甕 柁 命

同 玉 草 原 中 津 國 神 子 和 日 國 心 此 神 武 甕 柁 命

同 玉 草 原 中 津 國 神 子 和 日 國 心 此 神 武 甕 柁 命

同 玉 草 原 中 津 國 神 子 和 日 國 心 此 神 武 甕 柁 命

同 玉 草 原 中 津 國 神 子 和 日 國 心 此 神 武 甕 柁 命

同 玉 草 原 中 津 國 神 子 和 日 國 心 此 神 武 甕 柁 命

同 玉 草 原 中 津 國 神 子 和 日 國 心 此 神 武 甕 柁 命

同 玉 草 原 中 津 國 神 子 和 日 國 心 此 神 武 甕 柁 命

同 玉 草 原 中 津 國 神 子 和 日 國 心 此 神 武 甕 柁 命

諏方大明神書詞（すわだいまみょうじんえことば）

諏方大明神書詞は、小坂円忠（諏訪氏の一族）が室町時代の初めの延文元年（一三五六）に絵巻物として著わしたものである。文明四年（一四七二）に、宗詢という僧がその文章を筆写した。それが権祝家に伝わり、幕末に権祝家から実顕が守矢家へ養子に入ったとき、守矢家へ移った。

書詞には神代以来の古い記述があり、先代旧事紀や日本書紀の引用も見られる。

上の写真は宗詢が写した物の表紙部分であり、小坂円忠の記した絵巻物は現存していない。

前段までは、桓武天皇の時（八〇一）の坂上田村麻呂の蝦夷征討のことである。諏訪明神が人間の姿になって現れて、田村麻呂に勝利をもたらした話である。

例、葦毛馬、地ノ上一丈ハカリアカリ、裝束冠帶ニ改リテ、我ハ
 是誡方明神也、王威ヲ守ランカ為ニ將軍ニ隨逐ス、今既ニ賊首
 ヲ奉ル、今更ニ上洛ニ及ハス、此砌ニ留マルヘシ、又遊興ノ中ニ敗獵
 殊ニ甘心スル所也ト、將軍申テ云、神兵ハ是得道ノ人也、何ソ殺生ノ
 罪業ヲ好ミ給ヤ、明神答給ハク、偷蕩邪忌郡萌、為利
 殺生之猪鹿マ、於真如之堺、棲ニ山海之邊ニ也トテ、一卷
 記文今昔書紀文出シ給テカキケス様ニウセ給フ、將軍是ヲ押
 見シテ感涙ヲ押、信力ヲコラシテ、帰京ノ後天廳ニ達シ、宣旨
 下サレテ、諏方郡ノ田畠山野各千町、毎年作稻八万
 四千束、彼神事要脚ヨウキヤクニアテヲカル、其ヨリ以來一年中七十
 餘日神事各四ケ度并ニ百余箇度ノ饗膳今ニ退轉
 ナシ、是則彼將軍奏達ノ故也、

繪在之

寅申ノ支干ニ当社造營アリ、一國ノ貢祝貢祝、永代ノ課役、桓
 武ノ御宇ニ始レリ、但遷宮ノ法則、諸社ニハコトナリ、自元古新
 二社相並テ断絶セス、仍ニ假殿ノ煩ナシ、先年實造營ノ新
 社ハ七廻ノ星霜ヲフレハ、天水是ヲ洗洗降露カハク事ナシ、
 当社奇特ノ隨一也、自潔齋シテ、今度歲遷宮ヲナシ奉ル、
 其時ノ古社ハ又新造ノ後、七年送りテ神座、又七年ヲフレハ、

堺ニ至ル、ヲホトマリト号ス、彼所ニライテ神兵又神反變ヲ施シ給、
 例ノ葦毛馬、地ノ上一丈ハカリアカリ、裝束冠帶ニ改リテ、我ハ
 是誡方明神也、王威ヲ守ランカ為ニ將軍ニ隨逐ス、今既ニ賊首
 ヲ奉ル、今更ニ上洛ニ及ハス、此砌ニ留マルヘシ、又遊興ノ中ニ敗獵
 殊ニ甘心スル所也ト、將軍申テ云、神兵ハ是得道ノ人也、何ソ殺生ノ
 罪業ヲ好ミ給ヤ、明神答給ハク、偷蕩邪忌郡萌、為利
 殺生之猪鹿マ、於真如之堺、棲ニ山海之邊ニ也トテ、一卷
 記文今昔書紀文出シ給テカキケス様ニウセ給フ、將軍是ヲ押
 見シテ感涙ヲ押、信力ヲコラシテ、帰京ノ後天廳ニ達シ、宣旨
 下サレテ、諏方郡ノ田畠山野各千町、毎年作稻八万
 四千束、彼神事要脚ヨウキヤクニアテヲカル、其ヨリ以來一年中七十
 餘日神事各四ケ度并ニ百余箇度ノ饗膳今ニ退轉
 ナシ、是則彼將軍奏達ノ故也、

あは下干一禊十三年、春テ撤却ス其迹ニ又新造シ造
替シテ来寅ノ歲ヲマツ、如シ此輪転ス、是則両社同末社一同
儀也、サレハ後年曆ニ当レハ、初春ヨリ国司ノ目代、巡役ノ官人
大行事ニ差シ定、御符ヲキリ、國中ノ要路ニ関ラスヘテ、神用
ヲ分配ス、一國ノ人民、諸道ノ工匠ヲ集テ經營ス、氏人并國中
貴賤人屋ノ營作ヲナス、料材ヲ他國エ出サス、数十本ノ
御柱上下ノ大木、一本別一二千人ノ力ニテ採用ス、加之首服
婚嫁ノ礼、其以是ラトム、違犯ノ者ノハ必ス神罰ヲカウ
フル、垂迹已来越年ノ例ナシ、年内必造營畢ラトケテ、覆勘
トイフ啓白ヲ申事也、

修志

嵯峨天皇ハ、當社明神ノ狩獵ノ事、聊觀旨ニカ、リタリ
ケルニ、弘仁三年春ノ比、御靈夢アリ、彼社カト覺キ所ニ臨幸
ナル、社司ノ指南ニ任セテ御覽スレハ、魚肉ヲ多クイカキ外ニカケ
タリ、上ニ普賢并トカキタル金字ノ札ヲ又カケ並タリ、本
誓悲願御疑ニナクシテ、御信仰深カリケルトカヤ、凡、仁明天皇
御宇承和九年、始テ五品ノ爵ヲサツケラレテ後、文德清和兩
朝、嘉祥貞觀ノ聖曆ニハ別勅ヲ當社ニ下サレテ、二品三品ノ
崇班ニ敍シ、朱雀白川御宇、天慶永保ノ明時ニハ、又綸言ヲ
天下ニ下サレテ一階ヲ諸神ニ授ケラレシ、當初正一位ニ敍セラル、

繪在之

嵯峨天皇ハ、當社明神ノ狩獵ノ事、聊觀旨ニカ、リタリ
ケルニ、弘仁三年春ノ比、御靈夢アリ、彼社カト覺キ所ニ臨幸
ナル、社司ノ指南ニ任セテ御覽スレハ、魚肉ヲ多クイカキ外ニカケ
タリ、上ニ普賢并トカキタル金字ノ札ヲ又カケ並タリ、本
誓悲願御疑ニナクシテ、御信仰深カリケルトカヤ、凡、仁明天皇
御宇承和九年、始テ五品ノ爵ヲサツケラレテ後、文德清和兩
朝、嘉祥貞觀ノ聖曆ニハ別勅ヲ當社ニ下サレテ、二品三品ノ
崇班ニ敍シ、朱雀白川御宇、天慶永保ノ明時ニハ、又綸言ヲ
天下ニ下サレテ一階ヲ諸神ニ授ケラレシ、當初正一位ニ敍セラル、

三月一禊、十三ケ日神事相続ス、當年ノ神使六人、立テ始ム、先
 初午ノ日、下薦二人神外藤大明立テ、則チ神使ノ巡礼三反ノ後、
 今夜大雪宮ニマフテ、外ノ諏方郡ニ発向ス、勝負異也ト云ヘトモ、
 其儀式西日ノ大会ニ見ヘタリ、未日（ウジノヒ）トコロマツ所未戸社十二所神事、
 假屋ヲカマヘテ、稻穂ヲ積テ其上ニ皮ヲ敷テ、大祝布衣ノ座
 トス、神使四人直垂、五官衣袴、平座ニ付テ、盃酌三献ノ後、
 御室ニ歸リマイル、稻穂ヲトル事、天子大掌會、時此礼
 アリ、神代定テ故アル事ニヤ、申日人屋神事コトシケキニ
 ヨリテ是ヲ略ス、

繪有之

西日神使四人上薦、中ニ此神使、神原廊ニシテ、神事
 饗膳アリ、禽獸ノ高モリ、魚類ノ調味、美ヲ盡ス、今日
 堂上堂下、廓外儀式計会ス、所持ノ神髪飾一面々ニ
 是ヲ献ス、神長トリ調ヘテ一束ニ結ヒ合セテ、御杖ト号シテ是
 ヲサ、ク、又御寶大鈴ノ錦ノ袋ニ納テ、頸ニ懸ク、次ニ新神使二人
 着座、上介獨起テ大祝ノ前ニ蹲踞、大祝玉鬘藤白被
 フ結テ、神使ノ頸ニ懸ク、神ノ長御杖ヲ神使ニワタス、神使コト
 サラテワカク、従人は助テ本座ニ歸リ、下介前ニ同シ、小
 懸二人進退又如此、此間ニ神使ノ鞍馬ヲヒキツ、盃酌出ヌレハ、四人
 共ニ庭上ニ立ツ、巫女付介錯、大祝同シク出テ相ツ、彼是床子ニ

付、大祝言ヨミテ、神使は口マ子ヲス、其後御手拂ヲタテ、
郡集ノ緇素悉是ニ隨テ、其声シハラクヤマス、内外ノ龍蹄驚
動ス、シツマリテ後、神使皆馬ニ乘テ打立、此時神長酒ヲ
馬ニ持テ、神使各々先シツ、片柏ト、其後出門、
漸黄昏ニ及テ、内縣小縣ニ手、各松明ヲトリテ、樂ヲ奏シテ
神殿郷外ノ逆廻、御枝買主役、御寶或ハ別モツ、前後親昵
有縁ノ一族氏人付、歩行ニテ扈從ス、後騎祿人宮仕、鳥
居ノ下マフケマツ、

繪在之

神殿旋繞、座次ニ隨カイトテ不同也、小縣ニ反ノ後、上原ニ宿シテ
東山ヲヘテ下宮ニ至ル、内縣一ノ後、千野ニ宿シテ郡内南
方境ニ至ル、三道巡礼共ニ山路ヲヘテ往行、三日五日ヲ送ル、廻神
ト稱シテ、村民是ヲ拜ス、戌亥子ニケ日ノ神原ノ井ノ屋ノ
神事又是ヲ略ス、丑日先峯多々江、其後前宮ノ神事、神
使ニ手内縣御シツマリ、落花風ニヒルカヘリ、山路雪ヲフム、職
掌鞍馬、金銀ノ莊嚴、無双ノ見物也、

繪在之

寅日御祭、大宮ノ国司使^{冠帶}、在廳官人^{津衣}ヲ引
率シテ、宮中正面ノ廊ニ着座、前行ノ官人、鳥居内右廊ニ
着ク、則神物ヲ奉ル、當社ノ神馬、金銀絹布付也、次前行ノ在廳

〔五頁十四行目からの意訳〕

(ここに絵がある)

寅申とらまへの年に当社造営がある。造営は以前から行われていたが、桓武天皇（桓武天皇）の時から、その奉仕を信濃国全体の貢税、永代の課役で行うようになった。この事は、前段までの諏訪明神の功績が桓武天皇の天廳に達したことの結果である。造営は次のようである。宝殿が二社並んでいて、前の寅年に造り替えた新社は、七年の星霜を経て雨露によって自然と浄められている。今年の申年、そこへ神体を選す（遷宮）。そして今までの古社（前の申年に造られ、前の寅年に神体が入った）を造り替えて新社とする。また七年たつて次の寅年に、その新社へ遷宮する。つまり十三年を一区切りとして、同じ干支の年に古社を取りのぞくことになる。このように繰り返していく。これは上社・下社・末社までの同一のやり方である。造営の年は、信濃の国司が役人を定めて、御符を切つて国中へ指示を出し、国中の要路に関を設け、費用を分担させる。諸方の大工職人を集めて造営にあたらせる。氏人ばかりでなく国中の貴賤とも人屋（家屋）の新築をなさず、材料を他国へ出させない。元服・婚礼なども止めさせる。違犯したものは必ず神罰をこうむる。数十本の御柱の上下の大木を、一本に一、二千人の者がついて曳く。造営は明神垂跡以来、越年した例はなく、年内に必ず造りおわつて、覆勘（検分審査）の報告がなされる。

(ここに絵がある)

この段は、嵯峨天皇が、諏訪明神の狩獵のことがお心にかかつていたが、夢をみられて、納得されたことを書いてある。その夢は、上社の圍垣の外に、魚肉のにえを多くかけた上に、普賢菩薩と書いた金字の札をかけ並べたある夢であつた。それで、当社が狩獵をして多くのにえを捧げることが、普賢菩薩が衆生を救う願いであることを知り、いよいよ信仰を深くされたというのである。

七頁

以下は、三月の神事のことである。

初午（初午）の日の神事は、二人の神使が外縣（外縣）へ発向する神事である。未（未）の日の神事は、四人の神使が御室（御室）へ帰る神事である。申の日の神事は、略す。

(ここに絵がある)

酉（酉）の日の神事である。四人の神使が内縣（内縣）・小縣（小縣）へ発向する。

これが、現在の酉（酉）の祭の元である。神殿神原廊は、前宮の十間廊である。ここで、御杖（御杖）というのは、髪筋一両をつけた櫛（櫛）を、面々が献じたのを、神長がとり調べて、一束に結び合わせたものを、御杖と号すると云つてゐる。

十間廊の神事が進んで、いよいよ神使が馬に乗って打ち立つ。御門屋を出門して、黄昏に及んで、内縣・小縣二手になって、各々松明をとって、神殿郭外を逆廻りに廻る。

(ここに絵がある)

小縣の神使は、上原郷に宿して、東山をへて下宮に至る。内縣の神使は、千野に宿して郡内南方境に至る。三日・五日をかけて廻り、これを廻神と称す。戌亥子の神事は略す。丑の日は峯たたえ、前宮の神事がある。

寛正五年神長満實書留（かんしようごねんじんちようみつざねかきとめ）
 守矢満實は、戦国時代のころ、神長（上柱の五人の神主の長）をつとめた。寛正五年（一四六四）は、応仁の乱が始まる三年前である。この年は甲申の御柱年であった。立てる御柱だけでなく、鳥居の木やお宮を建て替える木も、御柱として曳いた。

寛正五年
 神長満實書留

其時、神長満實ハ左の脇耳、くさを出かし
 □立居合期ならず候し、諸人志を蒙、面目
 を打おこし候し、山神、櫃飯一、樽一、ひ□十二
 色々、昼飯場へ只飯五ひつ、再飯櫃一ふとろ、赤魚
 伊勢鯉、瓶子二具上候し、里にての御穀之
 米、白米七斗にて、机八百用意候し、山祭
 □ひる飯共、白米二斗五升、里にての殿□

寛正五年
 神長満實書留

其時、神長満實ハ左の脇耳、くさを出かし
 □立居合期ならず候し、諸人志を蒙、面目
 を打おこし候し、山神、櫃飯一、樽一、ひ□十二
 色々、昼飯場へ只飯五ひつ、再飯櫃一ふとろ、赤魚
 伊勢鯉、瓶子二具上候し、里にての御穀之
 米、白米七斗にて、机八百用意候し、山祭
 □ひる飯共、白米二斗五升、里にての殿□

達飯一斗五升、酒一石、用意候し、後不審
に如く多田に量るる所見

同廿四日副祝鳥居引候し、同廿六日榎方、

二男越前光有鳥居引候し、女、日權祝

鳥居引候し、四月一日甲申副祝十日

鳥居引候し、三申有候中申候、此由板

引候し、不及是非候、同二日榎祝鳥居

引候し、同廿六日午時、榎下桑原にて

上伊那宮所龍ヶ崎之城、西之切岸落、其

あたり血也、万民不思議、成次第哉と、色をそん

さす處、同五日當方甲州へ出陣、矢崎上野守

以儀、御柱十三日にて可有候處、後佐久大井殿

と申合候とて、上野守出陣候とて、安藝守

信満子息小太良殿、満有三男越前守出陣

候間、當方より我先と、誰か志共無、弓矢之方

計にて候とて、老若上下皆不、残出陣候之間、

達飯一斗五升、酒一石、用意候し、後不審

□き様に、委細注置、不可有外見候、

同廿四日、副祝鳥居引候し、同廿六日、諏方之

二男越前光有鳥居引候し、廿八日權祝

鳥居引候し、四月一日甲申、副祝十日

番にて候し、三申有候時、中申にて御柱

引ハ候とて、不及是非候し、同二日、擬祝鳥居

引申候し、同五日午時、當郷下桑原にて

くふしたおれ、大地動程也わたりして、彼光ハ

上伊那宮所龍ヶ崎之城、西之切岸落、其

あたり血也、万民不思議、成次第哉と、色をそん

さす處、同五日當方甲州へ出陣、矢崎上野守

以儀、御柱十三日にて可有候處、後佐久大井殿

と申合候とて、上野守出陣候とて、安藝守

信満子息小太良殿、満有三男越前守出陣

候間、當方より我先と、誰か志共無、弓矢之方

計にて候とて、老若上下皆不、残出陣候之間、

花會之儀式も其方より迄し、御柱引
 二人足も有間敷候、大政所出陳仕候之間、
 綱も未出来候ハす候とて、既ニ御柱引を廿五日申
 迄延可申と、安藝守信満、伊与守被申、社家
 方へ使を被立候、弥宜貞清御返事ニハ、四月二日申
 候時ハ初之申、三申候時ハ中申と承候、御延
 候事をハおぼえ不申候、浅間敷次第にて候と、
 被申候へ共、いかに引申さんと存候共、郡内人夫
 一人もなく、大かうの綱も無とて、ほうせんとあきれ
 させ給、思様、自往古、無自用本として、神慮を
 次ニ申されん事、外聞、末代迄之伝言と申、
 社参万民むなく可帰事、御内證不可然
 候也、加様ニ自用を本とし差定、祭礼を内外へ
 のはしつゝめられん事、弥神慮かろしめ被申
 事、無念之至、是に不可過と存ハ、往古には
 神を仰ハ、加様之祭礼に乱たん無、近年
 應永十九年、自用ニより、四月十四日、
 秋之儀、祭礼ハ、往古迄年
 應永永女九条、自用、四月十四日

花會之儀式も、其方しる迄にて候し、御柱引
 可申人足も有間敷候、大政所出陳仕候之間、
 綱も未出来候ハす候とて、既ニ御柱引を廿五日申
 迄延可申と、安藝守信満、伊与守被申、社家
 方へ使を被立候、弥宜貞清御返事ニハ、四月二日申
 候時ハ初之申、三申候時ハ中申と承候、御延
 候事をハおぼえ不申候、浅間敷次第にて候と、
 被申候へ共、いかに引申さんと存候共、郡内人夫
 一人もなく、大かうの綱も無とて、ほうせんとあきれ
 させ給、思様、自往古、無自用本として、神慮を
 次ニ申されん事、外聞、末代迄之伝言と申、
 社参万民むなく可帰事、御内證不可然
 候也、加様ニ自用を本とし差定、祭礼を内外へ
 のはしつゝめられん事、弥神慮かろしめ被申
 事、無念之至、是に不可過と存ハ、往古には
 神を仰ハ、加様之祭礼に乱たん無、近年
 應永十九年、自用ニより、四月十四日、

七禮古例御柱可引にて有けるを、十六へ延
 り名神ハ非例を請給ハす候、御とかめにて、
 前宮、一之御柱立申とて、大木ニ綱をそゑ
 引立申候へハ、大木おれて、社参之人とも、
 そこはく打ころし候之間、古老社人、往古
 より定候祭礼、凡人として、今更神威を計
 間、如此不思儀出^(しゆつたい)来候と、諸人舌を巻^(まき)、身の毛も
 よたち、肝を氣す計^(け)也、又こゝに神力あらた農^(い)不思
 儀あり、彼大木おれたる木またに、神使殿
 達を、少も打そんさし不^(し)申、出現せり、皆人は
 を拜^(まじ)ける、誠^(まこと)當社御神之王子にて、外
 縣兩人ハ上野^(じやうの)一宮御腹、内縣大縣四人ハ
 下宮御腹ニやとらせ給^(たまひ)、御誕生うたかひなし、御左口
 神と申も、十三所と申も、當社之王子御一体、
 今こそ思^(おもひあわせ)合候とて、弥不^(きねんいたさざるひと)致^(いた)祈念^(きねん)人はなし、其時
 大祝頼有、彼御柱を猶も立申さんと仕候へハ、
 繩切て立事^(たつこと)、更なかりけり、彼御柱を其
 夜内ニ取^(と)二人を上て、次日ハ一二御柱を立申ける
 程に、是を立申^(たてまを)縣^(あがた)ニ非例^(ひれい)ニより、彼時

時祝及矢崎祭向矢崎馬場七落馬
 祝殿同様此祈禱と前宮神殿にて
 被成候も元内證と有候事と頼有
 祝殿親父重病おかし口走吾死生を
 二申いと仰有けるにや頼有祝殿
 親父道海此年六月末候より違例
 其年四月に死去頼有祝殿七年御立有て
 正長二年配正月十四日諏方を発落、此後
 甲州にて死去候しと神長貞実記置候を、
 与州に見せ申候、是を安藝守拝見被食候て、
 懸事有けん神慮、弥おそろしく候とて、
 出陳も神慮、背候て、かなふましく候とて、陳
 中をいそぎ被引帰候へと、飛脚を被立候、
 然之間、七年間八万民此御柱相申候ハ
 とこそ、念願申候之間、可帰とて越前守被罷帰
 候之間、惣陳被引帰候し、縄も俄打給候、十
 三日御柱引候し、大雨降候しか、宮川を引

(ほおりどの) 祝殿、矢崎祭に同、矢崎馬場にて落馬
 被成候、然間、種々御祈禱を、前宮神殿にて
 被致けれ共、御内證を被背けれハ、頼有
 祝殿御親父重病におかされ、口走吾死生を
 可申候と、仰有けるにや、頼有祝殿
 御親父道海、此年六月宮移より違例
 にて候し、其年之内に御死去、頼有祝殿七年御立有て、
 正長二年配正月十四日諏方を発落、此後
 甲州にて死去候しを、神長貞実記置候を、
 与州に見せ申候、是を安藝守拝見被食候て、
 懸事有けん神慮、弥おそろしく候とて、
 出陳も神慮、背候て、かなふましく候とて、陳
 中をいそぎ被引帰候へと、飛脚を被立候、
 然之間、七年間八万民此御柱相申候ハ
 とこそ、念願申候之間、可帰とて越前守被罷帰
 候之間、惣陳被引帰候し、縄も俄打給候、十
 三日御柱引候し、大雨降候しか、宮川を引

越申候へハ、日照あかり候し、社参人民
 御柱之繩、手を懸申さんとて、我先にと
 色めく有様、肝めいして貴かりける、男ハ
 かミを引くたされ、はかまのすそを、しんていに
 ふミ入、かたつをのミて、繩に手を懸、こしちりとり
 にのりたる人々は、みすすたれにゆたんを
 かけ、したすたれなんと引かさね、こえをもたてし
 と忍へる女、はうまんもきちやうも、かなくりのけて、
 十二の衣の色めくもすそも何ならず、水ふるぬきに
 ふミ入て、ひす井のかんさしを、いたをかミにする
 まゝに、我先にといそきあわつるありさま、
 可貴ハ當社之御内證也、此御柱之年ハ、猿樂
 一人も不参候、ふりうもなく、さて御柱立給、前宮
 三之御柱を次日立被申候し、くせ事也、
 六月十四日申候し、御宮移候し、大雨ふり
 候しか、申時比、雨やミ日照候し、無為に
 六月十四日申候し、雨や後り、大雨ふり
 六月十四日申候し、日照あり、社参人民
 御柱之繩、手を懸申さんとて、我先にと
 色めく有様、肝めいして貴かりける、男ハ
 かミを引くたされ、はかまのすそを、しんていに
 ふミ入、かたつをのミて、繩に手を懸、こしちりとり
 にのりたる人々は、みすすたれにゆたんを
 かけ、したすたれなんと引かさね、こえをもたてし
 と忍へる女、はうまんもきちやうも、かなくりのけて、
 十二の衣の色めくもすそも何ならず、水ふるぬきに
 ふミ入て、ひす井のかんさしを、いたをかミにする
 まゝに、我先にといそきあわつるありさま、
 可貴ハ當社之御内證也、此御柱之年ハ、猿樂
 一人も不参候、ふりうもなく、さて御柱立給、前宮
 三之御柱を次日立被申候し、くせ事也、
 六月十四日申候し、御宮移候し、大雨ふり
 候しか、申時比、雨やミ日照候し、無為に

御輿移申 かし文後多候 稲ハ大政所

より候 磯並前宮も同日御移候、彼御宮前年、

一、六月十日^丙 御柱立初申候、御酒三こん、両奉行

符中大行事所より、代ハ出候、大祝殿五官

氏人社参被^申候、同年十二月五日^甲

御棟上儀式ハ、大祝殿三こん、つゐかさね、又後

三こん御酒有、棟之つちハ、中を三度打候、ぬさをハ

大祝殿御おかミ候、

一、同十二月廿九日^甲 覆勘申、置鳥置鯉、

棟へ御酒持参、御正面にてハ、大祝殿五管、御酒肴

一献、棟々鯉木を上申、祝^(ほおり) 三貫文、葦大工

取、御寶殿内にて、内鎌打申、祝一貫文、鍛

冶取、宮大工一貫文取候、行烈子祝申、祝^(ほおり) 二一貫

三百文取候、何^(いずれ)も大行事方より出候、

寛正五年^甲十二月廿九日

御輿移申出止宮移なをし候、稲ハ大政所

より出候、磯並前宮も同日御移候、彼御宮前年、

一、六月十四日^丙 御柱立初申候、御酒三こん、両奉行

符中大行事所より、代ハ出候、大祝殿五官

氏人社参被^申候、同年十二月五日^甲

御棟上儀式ハ、大祝殿三こん、つゐかさね、又後

三こん御酒有、棟之つちハ、中を三度打候、ぬさをハ

大祝殿御おかミ候、

一、同十二月廿九日^甲 覆勘申、置鳥置鯉、

棟へ御酒持参、御正面にてハ、大祝殿五管、御酒肴

一献、棟々鯉木を上申、祝^(ほおり) 三貫文、葦大工

取、御寶殿内にて、内鎌打申、祝一貫文、鍛

冶取、宮大工一貫文取候、行烈子祝申、祝^(ほおり) 二一貫

三百文取候、何^(いずれ)も大行事方より出候、

寛正五年^甲十二月廿九日

〈十一頁からの意訳〉

三月二十四日に、副祝（五官の一人）が受持った鳥居の木を引いた。二十六日に、諏訪の領主の二男越前守光有が受持ちの鳥居を引いた。二十八日に、権祝の受持ちの鳥居を引いた。四月二日には擬祝の受持ちの鳥居を引いた。四月五日に下桑原（今の上諏訪の桑原町）で、くぶしの大木がたおれた。

御柱は四月十三日に、引かれるはずであった。四月に申の日は三回あって、そのまん中の申が十三日である。ところが、五日に諏訪の軍勢が甲州へ出陣した。領主信満の二男小太郎、満有三男も出陣したので、郡内から我先にと、老いも若きも上下をとわず残らず出陣した。それで御柱を引く人数が無くなってしまった。大政所（上社の役所の長）も出陣したので、綱もできず、御柱は四月最後の申の二十五日に延ばすことにした。

その事を使から聞いて、八十七才になる弥宜（五官の一人）貞清の返事には、四月に三つ申がある時は、必ずまん中の申の日に御柱を引く、それを延ばしたことは覚えにもない、浅ましいことだと。とは言っても、郡内に人夫が一人もなく、大綱の綱もない、どうしようもなく、呆然としていた。満実が思うには、昔から、自分の都合を第一に考え、明神さまのことを次にするということは、

聞いたこともない。御柱が延びては、お参りに来る万民は、空しく帰らなければならない。

四十二年前の応永二十九年（一四二二）の寅年の御柱は、自分の都合によって、四月十四日の寅の日に引くべきであったのを、十六日に延ばした。明神さまのお咎めによって、前宮一の御柱を立てるといって、大木に綱をかけて引き立てたところ、大木が折れてお参りの人たちを何人が打ち殺した。昔の事を知っている老人やお宮の人たちは、昔から定まっている祭りを変えたから、このような不思議が起こったのだと、みんな舌をまき、身の毛がよだち、肝を消すばかりだった。

もう一つ、不思議なことがあった。折れた大木の木のまたの間から、神使たちが少しもけがもせず、現われたことである。みんなこれを拝した（神使は、その年の御頭祭に大祝の代理として奉仕する六人の子ども）。大祝（諏訪神社の一番えらい人）の頼有が指図して、前宮一の御柱を立てようとしたが、縄が切れて、全然立たなかった。

次の日によくやく一と二の御柱を立てた。きまつた日にできなかつた非例によって、大祝頼有は、矢崎祭（ど

ぶろく祭)の日に矢崎馬場(犬射社のところ)で、馬から落ちた。そのご親父も重病におかされて、その年のうちに死去した。頼有は正長二年に諏訪を没落して甲州で死去した。

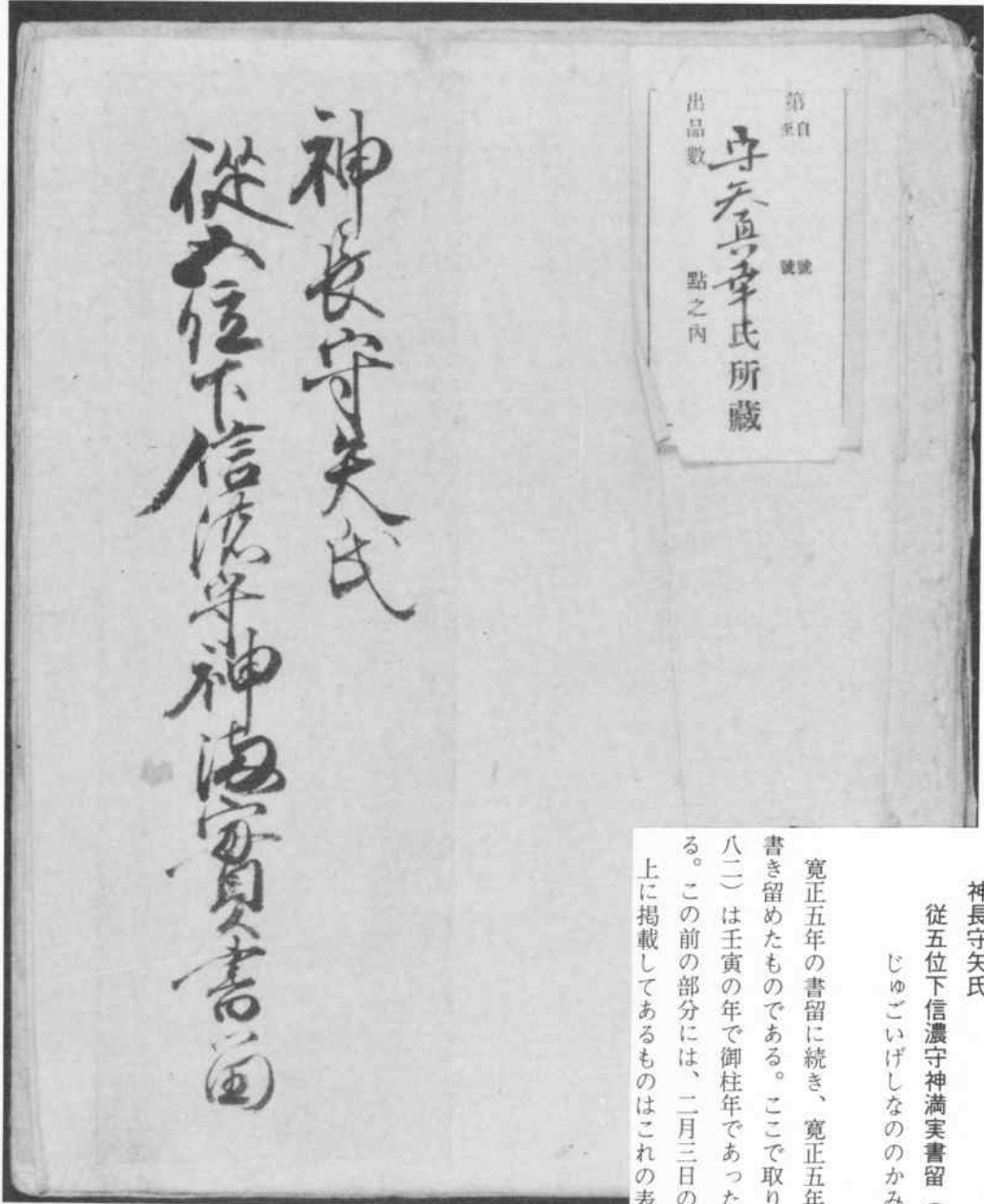
四十二年前の応永二十九年にこのようなことがあったので、明神さまの気持ちはいよいよ恐しいと思う。それで今度も明神さまにそむいてはならないと考え、いそいで軍勢を引き上げて帰るようにと、甲州へ飛脚を立てた。さっそく総陣引き上げて帰って来た。そして御柱の綱もいそいで打った。予定通り、四月十三日に御柱を引くことができた。大雨が降ったが、宮川を引き越したところ、日が照り出した。

十五頁十八行目

お参りの人々は、御柱の綱に手をかけようとして、我先にと色めき立った。男は髪をふりみだし、はかまのすそを深いぬかるみにふみ入れ、固唾をのんで綱に手をかける。塵取興(屋形のない興)に乗った人々は、すだれに油単(油をひいた布や紙)をかけ、下簾をかさねる。声もたてまいとがまんする女は、とばりもかなぐりのけて、十二ひとえの着物のすそを水の中にふみ入れて、我先にと急ぎあわてる有様、貴いのは明神のご内心である。この御柱の年は猿楽(こっけいな芸)は一人も参らな

った。風流(多ぜいでおどる踊り)もなかった。とにかく御柱は立った。前宮三の御柱は次の日に立ったが、きまった日(四月十三日)に立てなかったのは、けしからぬことだ。

六月十四日は丙申であった。御宮移しをした。大雨が降ったが、午後四時ころ雨が止み日が照った。



第百 號
守矢氏所藏
出品數 點之内

神長守矢氏
従五位下信濃守神満実書留

神長守矢氏

従五位下信濃守神満実書留（じんちようもりやし

じゅごいげしなののかみじんみつぎねかきとめ）

寛正五年の書留に続き、寛正五年から延徳四年まで満実が
書き留めたものである。ここで取り上げる文明十四年（一四
八二）は壬寅の年で御柱年であった。戦国時代の真最中であ
る。この前の部分には、二月三日の御頭の記事がある。

上に掲載してあるものはこれの表紙部分である。

光長御符祝一貫八百、

二月一日、權祝 神長御精進始例式、

二月三日壬寅、御符被切、御酒大政所被進候、

四日、栗林御精□□□、御左口神祝一貫、中澤御左口神祝

一貫、塩原御左口神祝一貫、東条御左口祝一貫、何も

鹿皮一□宛、日照候、□□千野神主御左口神礼三百文、

くわ代四百

矢崎神主三百、くわ代同前、□□神主三百、神くわ代兩人

四百、上原神主三百、神く□□□兩人、上桑原神主

兩人して一貫文、下桑原神主三百、真志野神主兩

仁分六百文、宮渡神主三百、前宮神主三百、十四人同前、

二月九日

三月一日、伊那御立増、御杖代百、權祝殿被出候、日照候、

四日、西御立増、栗林御頭日延候、次半尾四、清酒四、神長取

次日、御頭中澤引物三百、中折一束、神使百、神三良百、

次日、塩原引物一貫、しりかい一具宛、神使二百宛、神三郎二百、

祝日、御頭、東条引物五百宛、神使百、神三良百、於三神原

喧嘩出来候、喧嘩 雖然無死人ハ、物怪、

○神長当番候 ○弥宜就縁近、小井弓上総刑部就訟訴申、

一、四月四日壬寅開○御柱被引候處○御延引

候、不可然候、十六日御柱被引候、

満実七ヶ年□奉懸憑、無二致一丹誠申處、無

曲候、今神慮奉候處、十五日社參人モ不見候しか、

廣大慈悲御神にて、自八比御宮前參錢百貫計、

不慮出入、万民申言、神長カ事、御神慮御内證

叶事ハ、誰モ不可及、成恐不浦山出人ナシ、十六日十

七日、檀那出錢七十貫余、御出仕海野殿、鞍太刀二、同海禪寺

御馬太刀二、太平寺太刀二、下枝殿太刀四、屋代之

光長御符祝一貫八百、
二月三日壬寅、御符被切、御酒大政所被進候、
四日、栗林御精□□□、御左口神祝一貫、中澤御左口神祝
一貫、塩原御左口神祝一貫、東条御左口祝一貫、何も
鹿皮一□宛、日照候、□□千野神主御左口神礼三百文、
くわ代四百
矢崎神主三百、くわ代同前、□□神主三百、神くわ代兩人
四百、上原神主三百、神く□□□兩人、上桑原神主
兩人して一貫文、下桑原神主三百、真志野神主兩
仁分六百文、宮渡神主三百、前宮神主三百、十四人同前、
二月九日
三月一日、伊那御立増、御杖代百、權祝殿被出候、日照候、
四日、西御立増、栗林御頭日延候、次半尾四、清酒四、神長取
次日、御頭中澤引物三百、中折一束、神使百、神三良百、
次日、塩原引物一貫、しりかい一具宛、神使二百宛、神三郎二百、
祝日、御頭、東条引物五百宛、神使百、神三良百、於三神原
喧嘩出来候、喧嘩 雖然無死人ハ、物怪、
○神長当番候 ○弥宜就縁近、小井弓上総刑部就訟訴申、
一、四月四日壬寅開○御柱被引候處○御延引
候、不可然候、十六日御柱被引候、
満実七ヶ年□奉懸憑、無二致一丹誠申處、無
曲候、今神慮奉候處、十五日社參人モ不見候しか、
廣大慈悲御神にて、自八比御宮前參錢百貫計、
不慮出入、万民申言、神長カ事、御神慮御内證
叶事ハ、誰モ不可及、成恐不浦山出人ナシ、十六日十
七日、檀那出錢七十貫余、御出仕海野殿、鞍太刀二、同海禪寺
御馬太刀二、太平寺太刀二、下枝殿太刀四、屋代之

矢崎神主三百、くわ代同前、□□神主三百、神くわ代兩人

四百、上原神主三百、神く□□□兩人、上桑原神主

兩人して一貫文、下桑原神主三百、真志野神主兩

仁分六百文、宮渡神主三百、前宮神主三百、十四人同前、

二月九日

三月一日、伊那御立増、御杖代百、權祝殿被出候、日照候、

四日、西御立増、栗林御頭日延候、次半尾四、清酒四、神長取

次日、御頭中澤引物三百、中折一束、神使百、神三良百、

次日、塩原引物一貫、しりかい一具宛、神使二百宛、神三郎二百、

祝日、御頭、東条引物五百宛、神使百、神三良百、於三神原

喧嘩出来候、喧嘩 雖然無死人ハ、物怪、

○神長当番候 ○弥宜就縁近、小井弓上総刑部就訟訴申、

一、四月四日壬寅開○御柱被引候處○御延引

候、不可然候、十六日御柱被引候、

満実七ヶ年□奉懸憑、無二致一丹誠申處、無

曲候、今神慮奉候處、十五日社參人モ不見候しか、

廣大慈悲御神にて、自八比御宮前參錢百貫計、

不慮出入、万民申言、神長カ事、御神慮御内證

叶事ハ、誰モ不可及、成恐不浦山出人ナシ、十六日十

七日、檀那出錢七十貫余、御出仕海野殿、鞍太刀二、同海禪寺

御馬太刀二、太平寺太刀二、下枝殿太刀四、屋代之

助解由左衛門尉太刀刀、又坂西殿太刀二、平井弓口太刀一、
神平ハサヤ作候、太刀計ヲ十持候し、十七日大町にて
喧嘩出来、死人二三人有、血落候上御柱引申、是也。
○且御柱御延し故、不可然候欵、
六月五月初寅にて候間、御宮移御座あるへき處、五月
廿五日より大雨降、晦日大水増、大町十日市場安國
寺押流、栗林兩郷作毛田畠供押流、人類牛馬
家籠押流、仁類嘲叫、城山へ付トスレ共、安國寺より
大河増來間、落方不知、男女女子共祿在寶捨、我
先ニト魂ニテニケル有様、何合戦負ニケル共、是程事ハ有
万民肝消、大町水海成、人馬出入十日計、絶候、六月十
七日甲寅御宮移有、四方増大水間、社參郡内男
女共無是、御柱引延候物怪是也ト万民申合、
穴匂御宮移迄御延候、口惜敷次第候、伊那保科
子共連々就、緩怠、信州背御意、大祝殿千野
入道高遠御越有テ、彼面々訴訟御申候へ共、不叶
候間、保科千野同道にて被、帰候、藤澤殿千野

定句以言相立出延台傍殿不力の保那保科
子也其、就緩怠信州背御意大祝殿千野
入道高遠御越有テ、彼面々訴訟御申候へ共、不叶
候間、保科千野同道にて被、帰候、藤澤殿千野
同心初七月廿九日、千野保科其外身類引率、
出陳有、藤澤殿同心有、同晦日丁酉、同酉、剋、笠原にて
信州三枝笠原同心、合戦為、藤沢千野打勝、神二郎
十七才當年先懸、栗毛馬ナリ、三个所切取、自刑部御
保美、御使三度迄神長方へ御悅候、使者預満足申候、
外見外聞面目打起候、刑部様、無御出陳候、
千野殿と當方勢六十騎同心、

同七月廿五日、御射山上、増、大雨降、夜入、御上有、次日、
 大風吹、未、時迄皆々宿吹破、社參人馬カヨイモ
 絶、皆々里より下向申、然共日照上、御手帛御座有、
 又其夜□□計より、大風大雨降、下、増の日、山御庵後
 木吹き候、丑寅、マロフ、様々山よりハ、大祝殿祝達
 晦日、千野迄御下有御宿候、祝達少々田沢宿、五日
 市、八十日市、ハ大海と成、郡内成、河原と、様々
 八月一日大祝殿社家下向申、言語道断不思議候、
 當年物怪候、可、為、何候哉、
 八月七日、藤澤城保科取候、當方合力、被、踏居候、
 十五日、符中小笠原民部大輔長朝、藤澤為、合力、出陣、
 十七日、山田城、責、そんして、符中勢十一騎、藤澤
 内五騎討死ス

此年郡内夜打討初、万民心色無申計、夜入ハ
 公私我々身上と人集、着、甲冑、為、用心、穴句
 為、数度大水増流、間、作毛悉押流、田面變シテ
 瓦礫廣野成有様、神慮御内證、背、神事、
 御祭礼仁作被、食間、當社明神荒立給候也、
 万民為、計會、

一、此年、關、真志神事、餅数就、多少、神主方へ餅
 御帰候へ、請取候、下向申候、下、増、神長自、里人鑑、
 餅取下、真志、候、是、自、先例、無、非例、也、
 一、十一月廿二日、御精進初、外縣介權祝、宮付神長、内縣介
 栗林南方、御精進初、諏訪刑部大輔政満御勤仕候、内懸宮付中澤

〈二十一頁からの意訳〉

四月四日は壬寅の日で開の日である。この日、御柱が引かれるべきであったのに、弥宜太夫が近縁である小井出上総を頼んで、諏訪刑部太夫政満へ訴訟を起していたために、御柱を引くのは延ばされてしまった（この訴訟というのは守矢氏との争いである）。御柱を引くのを延ばすなどは、あつてはならないことだ。十六日になつて、やっと御柱は引かれた。私（満實）は、七年間、無二の丹精を致して来て、何も間違ひなかつた。十五日には社参人も見えなかつたのに、広大慈悲の明神の力で、八つ（午前二時頃）ころより、御宮の前に賽銭が百貫文ばかり出現した。人々が言うには、神長が明神の神慮に叶うことは、誰も及ぶことはできないと。十六日十七日に、上社の檀那より七十貫文余り出銭あり、出仕の武士たちから太刀等の奉納があつた。

十七日、大町（安国寺の前のあたり）で、喧嘩が出来た。死人が二、三人有り、血が落ちた。その上を三・四の御柱を引いた。これも四日に御柱を引くべきのを延ばしたせいで、あつてはならないことだ。

六月五日が初寅で、御宮移し（還宮）があるべきだったが、五月二十五日より大雨が降り、晦日に大水が増し

て、大町・十日市場・安国寺を押し流した。栗林南北両郷（横内・新井・飯嶋・赤沼）の作物は田畠とも押し流し、人類も牛馬も家屋も押し流した。人々はおめき叫び、城山（千沢城）へ取り付こうとするが、安国寺の方から大水が来るので、落方知れず、男女子供まで大事な物も捨てて、我先にと逃げた有様は、どんな合戦に負けたと云つても、是ほどのことはあるまいと思われる。万民肝を消し、大町は水海となり、人馬の出入りは十日ばかり絶えた。

六月十七日、甲寅の日、御宮移しが有つた。しかし四方増水であるので、社参する者もなかつた。四月四日の御柱を延ばしたための物怪（異変・不幸）であると万民は言い合つた。

結局、御宮移しまで延びてしまった。口惜しき次第である。

六月二十九日に御柱が立った。丙寅の日である。（このように御柱を引く、立てる、御宮移しなどは、みんな寅の日に行なっている。）七月二十九日は、戦いがあつた。守矢神二郎は十七才で、当年の先懸けをした。栗毛の馬に乗つた。

閏七月二十五日、御射山へ上増。大雨が降り、夜に入
つてお上り。次の日も大雨大風が吹いた。未時（午後二
時ころ）まで、皆の宿（御射山の御穂屋）も吹き破られ、
社参の人馬の通いも絶えた。其夜また大風大雨となり、
下増の日御射山の御庵の後の木が吹き裂かれた。丑寅の
方角（北東）へころんだ。ようよう御射山から、大祝殿
や他の祝達は、晦日に千野（宮川茅野）までお下り、御
宿をとられた。残りの祝達は田沢に宿をとった。五日市
場・十日市場・大町まで大海となり、郡内河原となった。
ようよう八月一日に、大祝殿や社家は下向した。言語同
断、不思議なことであった。当年は、このように物怪の
年であった。何たることであつたらうか。八月七日、十
五日、十七日は戦いがあつた。

此の年は、郡内に夜討ちが始まり、万民神色を失った。
夜に入れば、みんな集まって、甲冑を着して用心をした。
結局、数度の大水増流があつて、作物を悉く押し流し、
田面は互礫の荒野になってしまった。これは、明神の神
慮であつて、神事祭礼に背いた（定まった日に御柱を曳
かなかつたこと）ために、当社明神が荒立ちなさつたの
である。

天正六年^(一五七八)二月吉日

御柱

大鳥居

上諏方 御寶殿 造宮帳

御門屋

廊

末社

清書帳

てんしよろろくねんと^{つちのえ}らにがつきちじつ

おんばしら

おおとりい

かみすわ

ごほうでん ぞうぐうちよう

みかどや

ろう

まつしや

せいしよちよう

天正六年^寅二月吉日

上諏方

御柱

大鳥居

御寶殿

御門屋

廊

末社

造宮帳

清書帳

上諏訪造宮帳は、天正六年（一五七八）の寅年（御柱年）に、申寅の年における上社の造宮（造宮）の慣例を、まとめて書き上げ、武田勝頼の承認を受けたものである。内容は、御柱・大鳥居・御宝殿・御門屋・廊・末社に至るまでの造営を、どこの郷が分担するかを示している。これで見ると、寅申の年は、単に八本の御柱を建てるといっただけでなく、造宮ということが主であった。現在も正式な名称は「諏訪大社式年造宮御柱大祭」という。

大宮之御柱佐久郡大井庄
 鳴澤郷 八貫文 代官 上原与三兵衛
 長土呂郷 四貫八百文 代官 弥宜小四郎
 根之井郷 三貫百文 代官 庄左衛門尉
 塚原之郷 參貫九百文 代官 九山源助
 曾弥上下 參貫九百文 代官 不知

湯原之郷 貳貫五百文 代官 上野
 小田切上中下 九貫五百文 代官 草間右近
 矢嶋之郷 五貫五百文 代官 諸澤常陸守
 比田井之郷 四貫五百文 代官 外記助
 右之郷村より 四貫六百文 為小祝分出
 都合五拾九貫四百文 代官 右之衆

參百文 立木之代 宮大工渡
 三百文 寛之代 同人渡
 貳百文 木登
 五百文 薙鎌之代 弥宜大夫渡
 三百文 御鉾之代 栗林北方大夫渡
 三百文 御祓之代 同北方大夫渡
 四貫六百文 小祝分 牛山葡右衛門取
 合拾九貫九百文
 余錢三十九貫五百文

大宮之御柱 佐久郡大井庄
 鳴澤郷 八貫文 代官 上原与三兵衛
 長土呂郷 四貫八百文 代官 弥宜小四郎
 平尾郷 三貫百文 代官 庄左衛門尉
 根之井郷 拾貫文 代官 九山源助
 塚原之郷 參貫九百文 代官 右京助
 曾弥上下 參貫九百文 代官 不知

御酒御穀 御酒御穀
 祝之代物 祝之代物
 繩之代 繩之代
 山作 山作
 山刀 山刀
 藤繩 藤繩
 歟之代 歟之代
 原之山作渡 原之山作渡
 同人渡 同人渡
 大政所渡 大政所渡

山出之人足
 萬木原両郷 萬木原両郷
 正日之人足 栗林北南郷
 筆取 筆取
 安桑坊 安桑坊
 小池小右衛門尉
 鶴飼助三郎
 牛山葡衛門尉

二之御柱 小縣郡

小泉之郷 四貫五百文 代官 二惣右衛門尉
室實之郷 四貫五百四十文 代官 清水土佐守
岡村之郷 貳貫四百文 代官 七良右衛門尉
仁古田之郷 仁貫六百文 代官 宮内丞
福田之郷 貳貫文 代官 勘助
吉田之郷 壹貫四百文 代官 帶刀
下吉田郷 八百文 代官 二惣左衛門尉
上田原郷 貳貫百卅文 代官 立神弥宜
下條之郷 仁貫二百十文 代官 彦六左衛門尉
上島之郷 八百十二文 代官 孫右衛門尉
中條之郷 四貫四百八十文 代官 大熊伯晴守
上之條郷 五貫文 代官 次良左衛門尉
小横之郷 壹貫四百文 代官 仁惣左衛門尉

上田原之郷 貳貫百卅文 代官 立神弥宜
下條之郷 仁貫二百十文 代官 彦六左衛門尉
上島之郷 八百十二文 代官 孫右衛門尉
中條之郷 四貫四百八十文 代官 大熊伯晴守
上之條郷 五貫文 代官 次良左衛門尉
小横之郷 壹貫四百文 代官 仁惣左衛門尉
此十三郷より四貫三百文 為小祝分出
都合三十八貫六百十二文

右之仕所
拾貫文 御酒御穀
壹貫文 繩錢
老貫文 山作
三百文 鎌代
百文 藤繩
百文 木登
三百文 山刀
百文 立木
三百文 冠代
四貫三百文 小祝分
合拾八貫五百文
余錢廿二貫十二文

右之仕所

拾貫文 御酒御穀
壹貫文 繩錢
老貫文 山作
三百文 鎌代
百文 藤繩
百文 木登
三百文 山刀
百文 立木
三百文 冠代
四貫三百文 小祝分
合拾八貫五百文
余錢廿二貫十二文

山刀 山刀
立木 立木
冠代 冠代
小祝分 小祝分
御酒御穀 御酒御穀
繩錢 繩錢
山作 山作
鎌代 鎌代
藤繩 藤繩
木登 木登
山刀 山刀
立木 立木
冠代 冠代
小祝分 小祝分
合拾八貫五百文
余錢廿二貫十二文

此使衆

小井弓庄右衛門
萩原善兵衛
上原治部左衛門
小池右近丞
牛山善十良

西松本郷 三貫五百文 代官 市左衛門尉
東松本郷 三貫五百文 代官 市左衛門尉
手塚郷 四貫五百文 代官 弥衛門尉
別所郷 參貫文 代官 右衛門尉
魔山郷 四貫文 代官 小衛門尉
五家郷 壹貫五百文 代官 与五左衛門尉
柳沢郷 五貫五百文 代官 内蔵助

三御柱 小縣郡塩田拾二郷
西松本郷 三貫五百文 代官 市左衛門尉
東松本郷 三貫五百文 代官 市左衛門尉
手塚郷 四貫五百文 代官 弥衛門尉
別所郷 參貫文 代官 右衛門尉
魔山郷 四貫文 代官 小衛門尉
五家郷 壹貫五百文 代官 与五左衛門尉
柳沢郷 五貫五百文 代官 内蔵助

小池の 六万又 代官半七郎
 中野の 八万又 代官金子三助
 下之郷 七万五千又 代官市左衛門尉
 本郷 七万又 代官小左衛門尉
 合廿四貫百五十文
 右之拾貳郷ヨリ此外三貫七百五十文小祝分
 右之任所
 拾貫又 御酒御穀 小井弓庄衛門尉
 七貫又 繩銭 矢嶋久内
 五貫又 山作 大政所渡
 三貫又 筆取 原衆
 百文 兼取 矢嶋久内
 立木 山作江渡
 宮大工江渡

三百又 冠銭 宮大工江渡
 百又 風流 教人江渡
 百又 藤縄 山作江渡
 合拾八貫四百五十文
 右之任所
 拾貫又 御酒御穀 小井弓庄衛門尉
 七貫又 繩銭 矢嶋久内
 五貫又 山作 大政所渡
 三貫又 筆取 原衆
 百文 兼取 矢嶋久内
 立木 山作江渡
 宮大工江渡

奈良本郷 仁貫八百六十文 代官簡三
 塩原郷 三貫七百四十文 代官宮内介
 塩原大法寺 五百文
 戸殿之郷 七貫文
 孫瀬郷 仁貫文
 高津郷 仁貫文
 合廿仁貫三百八十文
 右之任所
 拾貫又 御酒御穀 取持 諏方越中守
 七貫又 繩銭 篠原藤七郎
 五貫又 山作 大政所江渡
 三貫又 筆取 原衆
 百文 兼取 矢嶋久内
 立木 山作江渡
 宮大工江渡

小嶋郷 六百元 代官半七郎
 中野郷 八百文 代官金子三助
 下之郷 七百五十文 代官市左衛門尉
 本郷 七貫文 代官小左衛門尉
 合廿四貫百五十文
 右之拾貳郷ヨリ此外三貫七百五十文小祝分
 右之任所
 拾貫又 御酒御穀 小井弓庄衛門尉
 七貫又 繩銭 矢嶋久内
 五貫又 山作 大政所渡
 三貫又 筆取 原衆
 百文 兼取 矢嶋久内
 立木 山作江渡
 宮大工江渡

三百文 冠銭 宮大工江渡
 百文 風流 教人江渡
 百文 藤縄 山作江渡
 合拾八貫四百五十文
 引残拾貫三百五十文
 取手 堀彦兵衛
 同所 畑新介
 中櫛郷 四之御柱 小縣郡浦野庄 小池右近丞
 田沢郷 仁貫四百四十文 代官浦野宮内介
 村松之郷 四貫百廿五文 代官小山基三
 麻氏郷 貳貫七百七十文 代官七郎兵衛

奈良本郷 仁貫八百六十文 代官簡三
 塩原郷 三貫七百四十文 代官宮内介
 塩原大法寺 五百文
 戸殿之郷 七貫文
 孫瀬郷 仁貫文
 高津郷 仁貫文
 合廿仁貫三百八十文
 右之任所
 拾貫又 御酒御穀 取持 諏方越中守
 七貫又 繩銭 篠原藤七郎
 五貫又 山作 大政所江渡
 三貫又 筆取 原衆
 百文 兼取 矢嶋久内
 立木 山作江渡
 宮大工江渡

Handwritten text on a page, likely a ledger or record book. The text is written in vertical columns from right to left. It includes names and monetary values, such as '仁實' (Nishiki) and '木登' (Kide). There are also some larger characters and possibly titles or roles mentioned.

百文 木登
 立木 宮大工江渡
 冠之代 同人取
 合拾四貫仁百文
 残而八貫百八十文
 取手 諏方越中守
 一分 篠原藤七郎
 前宮一御柱 伊賀良庄
 南方之郷 三貫九百文
 同郷 八貫文
 北方郷 仁貫文
 殿岡郷 仁貫百文
 竹佐郷 志貫八百文
 山本郷 志貫七百文
 代官 右同意
 代官 同前
 代官 同前
 代官 同前
 代官 同前
 代官 同前
 代官 同前
 代官 同前
 代官 同前
 代官 同前

Handwritten text on a page, continuing the ledger or record book. It lists various locations and associated monetary values, such as '伊月郷' (Imatsue) and '北関郷' (Kiseki). The text is organized in vertical columns.

伊月郷 志貫七百文 代官 同前
 北関郷 志貫五百文 代官 同前
 南関郷 志貫六百文 代官 同前
 中関郷 三貫六百文 代官 同前
 上河路郷 志貫百文 代官 同前
 毛賀郷 仁貫八百文 代官 同前
 中村郷 八百文 代官 同前
 山形郷 仁貫六百文 代官 同前
 出科郷 仁貫五百文 代官 同前
 下河路郷 仁貫八百文 代官 同前
 中切郷 志貫百文 代官 同前
 今田嶋郷 志貫五百文 代官 同前
 合拾三貫仁百文
 右之仕所
 拾貫文 御酒御殿 取持 權祝
 志貫文 山作江渡 原衆 小井豆越前

Handwritten text on a page, continuing the ledger or record book. It lists locations like '山刀' (Yama-ta) and '藤繩' (Fusen). The text is written in vertical columns.

五百文 山刀
 藤繩 山作江渡
 祝之酒飯入目 越前勤主
 仁百文 大政所江渡
 百文 立木 宮大工江渡
 志貫文 繩錢 大政所江渡
 百文 木登
 參百文 内鎌 山作渡
 三百文 御鉾之代 小祝取
 參百文 御祓錢 大夫取
 三百文 冠之代 宮大工江渡
 志貫六百文 小祝 花岡土佐
 志貫文 筆取 善勝坊
 合拾七貫三百文
 引残而貳拾五貫九百文
 權祝 小井豆越前

前宮二之御柱之造宮水内郡
 小市風間之郷
 近年急転之間從 上意倭子以拾貳俵立之

取持 堀彦兵衛丞
 烟新介

山田 貳百五十文
 新山 貳百五十文
 山田新山 貳百五十文
 甲斐沼 貳百五十文
 荻口 貳百五十文
 長和 貳百五十文
 原沼 貳百五十文

代官 右同前
 代官 右同前
 代官 右同前
 代官 右同前
 代官 右同前
 代官 右同前
 代官 右同前

合貳拾仁貫五百五十文
 右仕所

拾貳貫文 御酒御穀 取持權祝
 壹貫文 繩錢 大政所江渡
 壹貫文 山作 原衆江渡
 五百文 山刀 山作江渡
 五百文 御鉾之祝 宮大工江渡
 百文 歛之代 宮大工江渡
 百文 立木 同入渡
 百文 木登 同入渡
 參百文 內鎌 山作江渡
 參百文 御鉾之代 小祝取
 三百文 御祓 大夫取

矢嶋兵部丞取
 小祝

前宮四之御柱水内郡
 北高田郷 八貫文 代官 関内藏助
 尾張邊郷 七貫文 代官 同人
 北長池郷 五貫文 代官 同人
 南長池郷 貳貫五百文 代官 渡邊新左衛門尉
 市村郷 拾貳貫文 代官 布施繼助
 南俣郷 貳貫文 代官 常田右衛門尉
 大塚本郷 拾貫文 代官 清水左衛門尉
 南高田郷 八貫文 代官 渡邊新左衛門尉

合五拾四貫五百文

是天文五年丙申之取日記如此
 去壬申之拾貫文罷出候 取手 千野兵衛尉

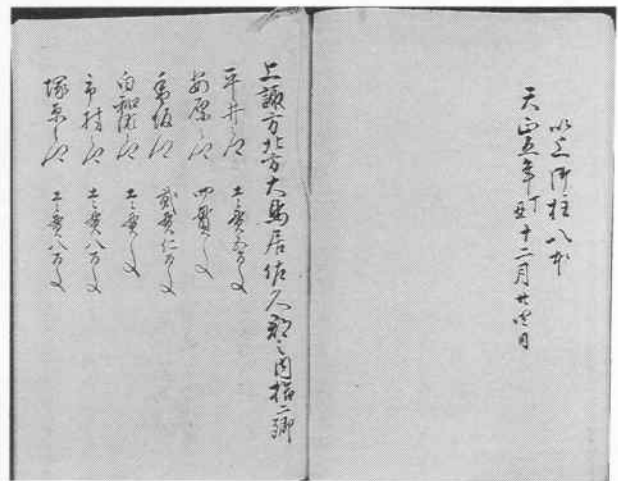
御柱之入目右同前候 廿利

前宮三之御柱 中伊那
 山田之郷 三貫六百五十文 代官 四郎左衛門尉
 新山之分 壹貫貳百文 代官 百姓輪番
 山田新山分 四貫百六十文 代官 右同前
 甲斐沼之分 三貫三百文 代官 右同前
 藤口之分 九百三十文 代官 右同前
 北和田分 貳貫仁百文 代官 右同前
 長松分 七百五十文 代官 右同前
 殿嶋之分 六貫三百六十文 代官 右同前

合拾六貫百九十文
 引残六貫三百六十文

御柱之入目右同前候 廿利

以上御柱八本
天正五年十二月廿四日



以上御柱八本
天正五年十二月廿四日

〈二十七頁からの解説〉

本宮一の御柱の分担は、佐久郡大井庄である。庄は莊園の名残で、いくつかの郷が含まれている。郷は江戸時代になると村になるが、大体現在の区である。大井庄の十郷である。どの郷はどれだけ負担し、その郷の代官が誰であるかを示している。一貫文(一〇〇〇文)は扱一石の価値である。百文は米一斗である。代官というのは、領主から任命されて、その郷を治める人である。

大井庄の合計が五拾九貫四百文になる。この費用を上社へ差出すもので、御柱を曳く人足が佐久郡から諏訪まで何百人もやって来たわけではない。お金は、こちらから各郷へ使者が行って徴収した。「右の仕所」というのは右の費用の使いみちである。十貫文は、御酒や御米の代として矢嶋(崎?) 讃岐守と小井弓半兵衛へ渡す。五百文は祝品の代として同人渡し……というように分ける。山作(やまずくり、やまみ)とか原衆とか原の山作衆とあるのは、現在の神之原区の山作八氏のご先祖である。当時、ただ原郷と云い、後に上之原郷となり、更に神之原村となった。各御柱に必ず山作衆がついていたことが分かる。大政所は上社の役人のいる役所である。

立木は鐮で刃広のことである。合計十九貫九百文が入用で、三十九貫五百文の余銭が出る。これは上社方の収入になった。山出の人足は薦木・原両郷、正日(里曳き、御柱立て)の人足は栗林北南郷(赤沼・飯嶋・新井・横内)とある。このように実際に御柱を曳くのは、地元の郷であった。

本宮二の御柱は小縣郡の十三郷の分担である。山出しと正日の両日の人足は、上桑原郷・下桑原郷から出した。この書き方で見ると山出し一日、里曳き一日の二日間であった。

本宮三の御柱は小縣郡塩田十二郷の分担である。風流ふうりゅうとは多勢でおどる踊りという意味だが、その教人（師匠）へ百文渡したということか。他の御柱にはこれがない。

本宮四の御柱は小縣郡浦野庄の九郷と一寺領である。右のように、本宮四本の御柱の費用は佐久郡と小縣郡の各郷が分担している。両郡は、御柱の分担だけでなく、他の造営にも分担があつて費用を出している。

前宮一の御柱は下伊那郡の伊賀良庄の分担である。ここ、代官が百姓輪番となつている。これは代官の名前が確認できなくて、このように書いたものらしい。

内録ないりくは雑録のことである。雑録も「ないがま」と言つたのであろう。

前宮二の御柱の造営は水内郡小市風間の郷の分担であるが、近年怠慢しているので、上意（武田勝頼の上意であろう）に従つて、米十二俵を以て、この御柱は立てる。

前宮三の御柱は中伊那の八郷の分担である。

前宮四の御柱は水内郡の八郷の分担である。

このように、前宮の御柱は伊那郡・水内郡の分担である。本一・本二については、山出し人足・正日人足を諏訪郡内の郷が出すことが書いてあるが、本三以下についてはその記載がない。しかし、きっと本三以下についても、郡内の各郷が人足を出すことは定まっていたにちがいない。一々記載を省いたものであろう。

右は御柱に関することであるが、この文書は以下に、大鳥居・御宝殿・御門屋・廊・そして末社の造営にいたるまで、細かく記載している。どの郷が、どの位の費用を出すか、分担を定めている。今まで出た佐久・小県・伊那・水内各郡は、それらの造営にも分担があり、その他に松本・安曇・更科なども分担している。末社の造営は、大体諏訪郡内の郷が当たっている。

代

弥生時代

四〇〇

三〇〇

一〇〇

紀元〇

一〇〇

年

表

○このころ諏訪地方に弥生文化が定着する。

○永明中学校校庭遺跡に弥生後期の
竪穴住居跡がある。

○構井・阿弥陀堂遺跡に弥生後期の
竪穴住居跡がある。

○一本樞（ちの塚原）遺跡に弥生終末期の
竪穴住居跡がある。

○諏訪地方最古のフネ古墳（神宮寺区）が
つくられる。

○狐塚古墳がつくられる。
墓前祭祀が行われた。

代

鎌倉時代

一一〇〇

一〇五一

一一五六

一一五九

一一九二

一一〇〇

一一一九

一一二八

一一三八

一二四六

一二四九

一二四九

一一〇〇

一一一九

一一二九

一一三三

一一三四

一一三六

一一三五

永承六年

○前九年の役に諏訪上社大祝為仲が
源義家に従う。（画詞にあり）

○高部遺跡に平安時代終末期の
竪穴住居跡がある。

○保元の乱

○平治の乱

○源頼朝征夷大將軍となる。

○將軍より守矢直実に下文が出される。

（守矢文書最古）

○諏訪十郷日記が書かれる。

○幕府（北条氏）より守矢重実に
執達状が出される。

○上社物忌令・年中神事次第が出される。

○幕府より藤原（守矢）帷家に
下文が出される。

○大祝信重より幕府へ解状をだす。

（画詞の元になった事柄あり）

○幕府より神長に下知が出される。

○白河十郎の訴えに対し幕府より
下知が出される。

○幕府から大宮造營の目録が出される。

○鎌倉幕府が滅びる。

○幕府より守矢有実へ下知が出される。

○室町幕府が開かれる。

○年内神事次第旧記が書かれる。

平安時代

奈良時代

古墳時代

五〇〇	五九三	六〇〇	六四五	六九一	七〇〇	七一一	八〇〇	八〇一	九〇〇	九四〇	一〇〇〇
				持統天皇五年		和銅五年	延暦二〇年		延喜年中 承平年中	天慶三年	

○聖徳太子が摂政となる。
○抱徳神塚古墳がつくられる。

○神長官裏古墳がつくられる。

○大化の改新

○高部遺跡で集落が発達する。

○塚屋古墳・神袋塚古墳がつくられる

○勅使をつかわして

須波神・水内神をまつる。

○乞食塚古墳がつくられる。

○古事記ができる。

(建御名方神の話が始めて出る)

○坂上田村麻呂が東征の時、
諏訪明神に祈願する。(画詞にあり)

○延喜式に山鹿牧

・塩原牧等がある。

○倭名類聚抄に山鹿郷

・神戸郷・桑原郷等がある。

○このころ諏訪神社が
正一位となる。

○高部遺跡に平安時代の竪穴住居跡がある。

○狐塚遺跡に平安時代の墓壇がある。

○御狩野遺跡の墓壇に

鉄鐙が埋められる。

安土桃山 江戸時代 戦国時代 室町時代

一三五六	一四〇〇	一四二二	一四六五	一四六七	一四七二	一四九二	一五〇〇	一五四二	一五五二	一五七〇	一五七八	一五八二	一六〇〇	一六〇一	一六〇三	一七〇〇	一七八四	一八〇〇
延文元年	忠永二九年	寛正五年	忠仁元年	文明四年	延徳四年	天文一一年	天文一一年	天文一一年	元亀元年	天正六年	天正一〇年	天正一〇年	慶長六年	慶長八年	天明四年			

○諏訪(小坂)円忠が
諏訪大明神画詞を著わす。

○この年御柱が引かれる。
(満実書留にあり)

○守矢満実が書留めをはじめの。

○忠仁の乱がはじまる。

○宗詢が諏訪大明神画詞の文章を写す。

○守矢満実がこの年まで書留める。

○守矢頼真が書留めをはじめの。

○諏訪頼重が武田信玄に滅ぼされる。

○守矢頼真がこの年まで書留める。

○武田信玄が死ぬ。

○上諏訪造宮帳が出される。

○武田氏が滅びる。

○織田信長の禁制が出される。

○諏訪頼水が初代高島藩主となる。

○徳川家康が征夷大将軍となる。

○菅江真澄が紀行文の中に
御頭祭の画と文を書く。

◎印は守矢文書の一部

上段の◎印は、この地域に関係の深い事柄。